

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

[景観法第8条第2項第3号]

第1節 基本的な考え方

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成するうえで重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木など、市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、八代らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。これらの建造物や樹木のうち、特に重要なものについて、景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

なお、指定された建造物・樹木については、現状変更を行う場合、景観行政団体の長（八代市長）の許可が必要になります。

第2節 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

（1）景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成において重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることのできる建造物について、その実態を把握し、所有者の同意を得たうえで、次に示す指定基準に基づき、景観重要建造物に指定します。

なお、市民などから指定提案があったものについても、その都度、建造物の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、老朽化や改造が著しくなく、原形をよく留めており、下記のいずれかに該当すると認められるもの。

- 建造物として美観が優れていること
- 風土や暮らしに根づいた地域の象徴的な存在として、地域の景観を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与していること
- 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された建造物、並びに、県及び市の指定文化財として指定又は仮指定された建造物については、適用しません。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成において重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の同意を得たうえで、次に示す指定基準に基づき、景観重要樹木に指定します。

なお、市民などから指定提案があったものについても、その都度、樹木の所有者等と協議を行い、指定に向けた検討を行います。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、生育が健全であり、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- 樹形や樹高など美観が優れていること
- 風土や暮らしに根づいた地域の象徴的な存在として、地域の景観を特徴づけ、良好な景観の形成に寄与していること
- 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定された樹木、並びに、県及び市の指定文化財として指定又は仮指定された樹木については、適用しません。

第3節 景観重要建造物・景観重要樹木の管理方法の基準

(1) 景観重要建造物の管理方法の基準

指定した景観重要建造物の管理にあたっては、その所有者が行うべき管理の方法を、次のように定めます。

【景観重要建造物の管理方法の基準】

- 景観重要建造物の外観に係る腐食及び劣化の防止、その他管理上必要な修繕は、速やかに行うとともに、従前の外観を変更することのないようにする。
- 景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐため、消火器の設置、その他必要な防災上の措置を講じるとともに、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検する。
- 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認められる場合は、遅延なく市と協議し、滅失又は毀損を防ぐための措置を講じる。
- 上記のほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要と認められる措置を講じる。

(2) 景観重要樹木の管理方法の基準

指定した景観重要樹木の管理にあたっては、その所有者が行うべき管理の方法を、次のように定めます。

【景観重要樹木の管理方法の基準】

- 景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐため、病虫害の予防、駆除、その他必要な措置を講じる。
- 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定、その他必要な管理を行う。
- 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認められる場合は、遅延なく市と協議し、滅失又は枯死を防ぐための措置を講じる。
- 上記のほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要と認められる措置を講じる。